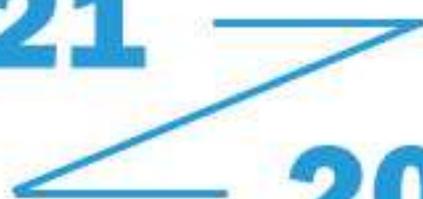




笠松町 第6次総合計画

まちの魅力を活かした
にぎわいと癒しのまちづくり

2021



2030

はじめに



『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる

創造文化都市を目指して

町生誕 130 年を迎えた私たちの笠松町では、住む人や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、誰もが安全に安心して暮らせるようなまちづくりを進めてまいりました。

笠松町第5次総合計画策定から10年が経過する中、わが国では人口減少・少子高齢化の急速な進行、自然災害の頻発をはじめ、近年では新型コロナウイルス感染症の流行など大きな課題を抱えています。それに伴い、本町を取り巻く情勢や環境も大きく変化していますが、様々な状況に適切に対応し、総合的かつ持続可能なまちづくりを進めなければなりません。このような状況下、本町としても次のステージへ進むために、第5次総合計画の理念を継続しつつ、新たな将来像「清流木曾川に抱かれた『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる創造文化都市」を掲げ、笠松町第6次総合計画を策定しました。

本町には清流木曾川をはじめとする豊かな自然、かつて陣屋・岐阜県庁が置かれていたという歴史・伝統・文化といった資源が数多くあり、この大切な宝を今一度見つめ直し、磨き上げ、まちづくりに活かしていくことが大切だと考えます。また、本町にはそれを実現できるパワーがあると確信しています。

こうしたまちづくりには、町民の皆さま・民間団体・事業者など、多種多様な関係者がそれぞれの立場で役割を担い、手を取り合い、行政と「協働」していくことが不可欠であります。一人ひとりが地域の主役になり、それらが交わることで「ひと・まち・自然」輝くまちづくりが実現します。私たちは本計画に基づき、皆さまと共に数多くの課題と豊かな将来像を共有しながら、特色あるまちづくりを進めてまいりますので、引き続き皆さまの参画とより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、大変多くの方にご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

令和3年3月

笠松町長 古田 聖人

もくじ

I 序論

1. 総合計画の趣旨	1
2. 計画の構成と期間	1
3. 社会潮流	3
(1) SDGs の取り組み	
(2) 人口減少の進行と少子高齢化による人口構造の変化	
(3) 経済、雇用情勢の変化	
(4) 安全・安心に対する意識の高まり	
(5) 環境保全へ向けた取り組みと自然との調和	
(6) デジタル技術 の進展と DX の活用	
(7) ライフスタイルや価値観の多様化	
(8) 地方分権の進展と持続可能な行財政運営	
4. 当町の状況	6
(1) 地勢	6
(2) 歴史・沿革	6
5. 人口ビジョン	7
(1) 人口・世帯数の推移	7
(2) 人口動態	7
① 自然動態	
② 社会動体	
(3) 将来人口の推計	15
6. 財政の状況	16
7. 住民意識調査からみる当町	18
(1) 今後の定住意向について	18
(2) 施策の現状と重要度について	19
(3) 将来像のキーワードについて	21
8. 当町のまちづくりの課題	22
(1) 医療・福祉・子育て分野	
(2) 教育・文化・スポーツ分野	
(3) 農業・商工業・イベント・まちづくり分野	
(4) 都市基盤・循環型社会・環境分野	
(5) 住民生活分野	
(6) 町政運営分野	

2 基本構想

1. まちづくりの理念と将来像	24
2. 将来人口	25
(1) 総人口の設定	25
(2) 年齢階層別人口の設定	25
3. 土地利用構想	26
(1) 土地利用の基本方針	26
(2) 利用区分別土地利用の考え方	26
4. 基本方向	27
基本方向1 ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	27
基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	27
基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち	28
基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	28
基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち	29
基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	29

3 基本計画

基本方向1 ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち	30
(1) 地域福祉の推進	30
(2) 健康づくりの推進	32
(3) 高齢者福祉の推進	34
(4) 障がいのある人の福祉の推進	36
(5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進	38
(6) 人権尊重社会の推進	40
基本方向2 未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち	42
(1) 学校教育の充実	42
(2) 青少年の健全育成・若者支援の推進	44
(3) 生涯学習の充実	45
(4) スポーツ活動の推進	46
(5) 歴史・文化の継承と活用	47
基本方向3 にぎわいと活力あふれる創造のまち	48
(1) 農業の振興	48
(2) 商工業の振興	50
(3) 観光・イベントの推進	52
(4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進	54
基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち	56
(1) 計画的な土地利用の推進	56
(2) 便利で快適な道路網の整備	57

(3) 公共交通体系の充実	58
(4) 良好な住環境の創出	59
(5) 清潔で快適な環境の整備	60
(6) 循環型社会の構築	61
基本方向5 安全で安心して暮らせる住みよいまち	62
(1) 防災対策の推進	62
(2) 消防・救急対策の推進	64
(3) 防犯体制の強化	65
(4) 交通安全対策の推進	66
基本方向6 「官」「民」協働で築き上げる持続可能なまち	68
(1) 住民参加によるまちづくりの推進	68
(2) 気配り行政の推進	69
(3) 効果的な行政運営の推進	70
(4) 健全な行政運営の推進と広域行政への対応	72

資料編

1. 笠松町総合計画審議会 諮問・答申	74
2. 笠松町総合計画条例	76
3. 笠松町総合計画審議会 名簿	78
4. 笠松町第6次総合計画策定の経過	79
5. 第6次総合計画 策定体制	80
6. 笠松町総合計画の変遷	81
7. パブリックコメントで寄せられた意見	82

1 序論

1 総合計画の趣旨

当町では、2011年（平成23年）を計画初年度とする笠松町第5次総合計画を策定し、「清流木曽川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く 創造文化都市」をまちづくりの将来像に掲げ、住民と行政のパートナーシップのもと、各種施策を展開してきました。

この間、人口減少・少子高齢化による人口構造の変化、自然災害の激甚化による住民の防災意識の高揚、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式への転換など、地方自治体を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化し、行政として取り組むべき新たな課題が数多く発生しています。

このため当町では、こうした時代の潮流や当町における環境の変化に的確に対応し、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、今後のまちづくりの指針として、笠松町総合計画条例（令和2年笠松町条例第13号。以下「条例」）に基づき、笠松町第6次総合計画を策定します。

また、本計画は、人口減少の進展が予測されるなか、当町の強みを生かした実効性の高い戦略を掲げ、持続可能な安定した総人口・人口構造を実現し、住民が生き生きと過ごすことができる社会を上げるため、条例第3条第3項の規定により、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく「まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」と一体的な計画として策定するものです。

2 計画の構成と期間

（1）計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

① 基本構想

当町のまちづくりの基本理念やめざす将来像を明らかにし、住民と行政が協働で推進する「まちづくりの方針」として位置づけ、2021年度（令和3年度）からの10年間における住民と行政の共通の指針とします。

② 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野にわたって「特に取り組むべき各施策の方針」と「具体的内容」を明らかにするものです。

また、施策の実現性を確保するため、あわせて『まちづくり指標（重要業績評価指標（KPI））』を設定し、これらの数値の進捗状況を確認することにより、施策の効果を検証し改善を行う仕組みを構築します。

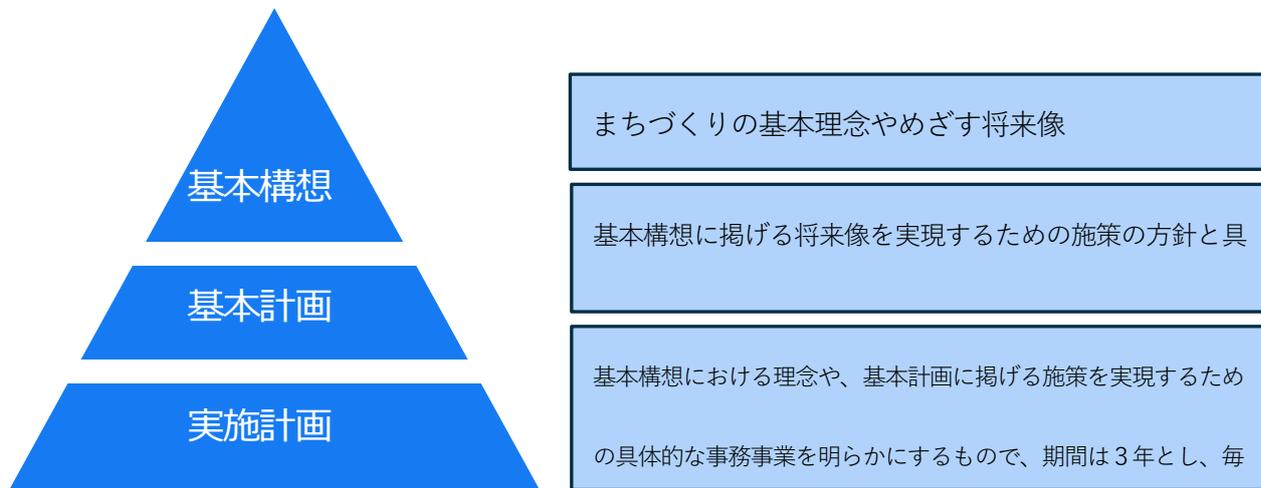
計画期間は10年間とし、社会経済環境の変化などへの的確な対応を図るため、中間年度に進捗状況を検証するほか、新型コロナウイルス感染症の影響による社会状況の変化を捉え、その都度、必要な見直しを行います。

③ 実施計画

基本構想における理念や、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針とします。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式※で見直します。

※ローリング方式：中長期の行財政計画などの実施過程で、計画と実施実績との間の相違を毎年チェックし、実績に合わせて計画を修正、計画目標の達成を図る方法のこと。

■計画の構成（イメージ図）



■計画の期間

令和 3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
基本構想 10年間									
前期基本計画 5年間 ・ 後期基本計画 5年間 （中間年度見直し） ※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、必要な見直しを行います。									
実施計画 3年間									
	実施計画 3年間								
		実施計画 3年間							

3 社会潮流

新型コロナウイルス感染症は終息を迎え、これまでの社会や生活スタイルに大きな変化が生じました。そのため本計画の後期分については、今日の社会情勢に合わせた施策・事業の優先化・重点化の見直しを行うとともに、前期分の各施策の達成状況などを分析しながら、後期に向けて各事業を計画遂行していきます。

(1) SDG s の取り組み

SDG s は、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2015 年 (平成 27 年) 9 月に国連で開かれたサミットの中で採択された、平成 2016 年 (平成 28 年) から 2030 年 (令和 12) 年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール (目標) と 169 のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において誰一人取り残さない社会の実現を目指す取り組みとして、地方においても、市町村を含む地域関係者、民間事業者などが主体的に連携した取り組みが求められています。

(2) 人口減少の進行と少子高齢化による人口構造の変化

わが国の総人口は、2008 年 (平成 20 年) をピークに減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所 (以下「社人研」) の推計 **(令和 5 年推計)** によると、総人口は今後も減少し続け、**2056 年 (令和 38 年)** には 1 億人を下回るとされています。また、合計特殊出生率は、2005 年 (平成 17 年) に最低の 1.26 を記録した後上昇傾向となり、**2024 年 (令和 6 年) には 1.15** となった【※1】ものの依然として低水準となっている一方、総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合は、**2023 年 (令和 5 年) には 29.1%** と最高を記録【※2】し、わが国の少子高齢化は依然として深刻な状況にあります。

人口減少、少子高齢化の進行により、労働力人口の減少による経済の縮小、地域活動の担い手の不足、医療・介護などの社会保障費の増大、税収の減少による地方財政の悪化など、住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたなか、**令和 7 年には**人口減少に歯止めをかけ、人口の過度な東京一極集中を是正し、地域の活性化を図ることで、地方に人の流れや仕事を創出し、地域の課題解決を目指した「地方創生 **2.0**」の取り組みが求められています。【出典：※1 厚生労働省「人口動態統計」 ※2 統計省統計局「人口推計」】

(3) 経済、雇用情勢の変化

内閣府公表の月例経済報告の景気判断を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、約 11 年ぶりに「悪化」という極めて厳しい状況からは脱出し、現在は一部に足踏みが見られるものの、緩やかに回復している状況まで持ち直しております。令和 7 年 11 月には、日経平均 5 万円を突破するなど、好景気を期待できる声は比較的多いものの、中小企業まで波及するかどうかは未知数の状態です。

ここ数年の雇用情勢は、**2024 年 (令和 6 年) の平均完全失業率 2.5%**【※3】、有効求人倍率 **1.25 倍**【※4】と、**有効求人倍率は 1.0 倍を超えているものの、労働力人口の減少、業種間の偏りなどにより構造的なズレが深刻化しています。また、物価上昇・原材料費高騰などの影響により、特に中小企業の雇用戦略に影響が生じています。**

わが国においては、技術革新や産業構造の変化に適應するため、労働移動の活発化、外部労働市場の機能強化に向けた取り組みが進められてきましたが、大きな経済ショックが生じた際には、期間限定的な雇用形態が取り入れられ、非正規雇用労働者の増加や、フリーランスの増加など就業形態の多様化といった新たな動きが見られます。

また、生産年齢人口の減少などに伴い、女性の職業生活における活躍や、知識と経験豊かな高齢者の活躍が求められていることから、女性、高齢者などの就業機会の拡大を図るほか、働き方改革、ワークライフバランスの推進、就職氷河期世代の活躍支援などの取り組みが必要となっています。

【出典：※3 統計省統計局「労働力調査」 ※4 厚生労働省「職業安定業務統計」】

(4) 安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で地震や台風、**ゲリラ豪雨による**集中豪雨など、大規模な自然災害が頻発し、特に東海地方においては、南海トラフ巨大地震や養老－桑名－四日市断層帯地震が危惧され、防災・減災への意識が高まっています。一方で、子どもや高齢者を狙った犯罪が後を絶たず、インターネットを悪用した犯罪や、特殊詐欺被害の増加が社会問題化するなど、防犯に対する意識も高まっています。

これらの災害や犯罪から生命・財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、家庭（自助）や地域コミュニティ（共助）、行政（公助）によるバランスの取れた取り組みが求められています。

(5) 環境保全へ向けた取り組みと自然との調和

地球温暖化や生態系の破壊など、地球規模で環境問題が深刻化し、資源の採取や温室効果ガス、廃棄物の排出など、環境問題への意識や関心が高まっています。持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換や資源の再利用・再資源化を促進する循環型社会の構築、生物多様性に配慮しながら限りある自然環境を保全する自然共生社会の構築など、環境負荷の低減と自然との調和を図り、次世代に良好な環境を引き継ぐための取り組みが求められています。

(6) デジタル技術の進展と DX の活用

ICT（情報通信技術）の進化を背景として、スマートフォン、タブレット型携帯端末が急速に普及し、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとしたインターネットを活用した多種多様なサービスが飛躍的に発展したことにより、人々の生活、経済活動、社会の仕組みなどが大きく変化しています。近年、生成AI（人工知能）などの技術革新が進み、今日の人口減少、高齢社会、人出不足の課題解決の一助になっています。また、新型コロナウイルスを契機にデジタル社会が急速に加速しました。例えば、オンライン会議、テレワーク設備及びキャッシュレス決済の導入や、ペーパーレス社会の促進などにより、デジタル技術の進展とDXの推進施策が進められています。

(7) ライフスタイルや価値観の多様化

物の豊かさより心の豊かさ、生活の利便性より快適性、さらには個性を重視する社会へと変化しており、余暇の過ごし方もゆとりや質を重視する傾向が強まっています。

ライフスタイルや価値観が多様化する社会では、地域コミュニティにおいても、つながりが希薄化し、共助機能の低下が懸念されています。

このような中で、効率を追い求めるだけではなく、自然環境との調和を含めた生活の質の向上を目指して、文化やスポーツを年齢を問わず楽しむことができることに加え、行政と住民・団体・企業などとの協働による取り組みを強化し、それぞれが役割分担をしながら、地域の課題解決に向け取り組むことを目指したまちづくりが求められています。

(8) 地方分権の進展と持続可能な行財政運営

地方分権の進展により、市町村の役割と権限が拡大し、住民に最も身近な市町村が、地域の実情やニーズを把握しながら、地域の魅力と個性を生かした特色のあるまちづくりに、主体的に取り組むことが求められています。**また、地方自治体は、地域の課題に応じた独自施策を企画立案し、施策を実施し、自ら課題解決することが求められています。**

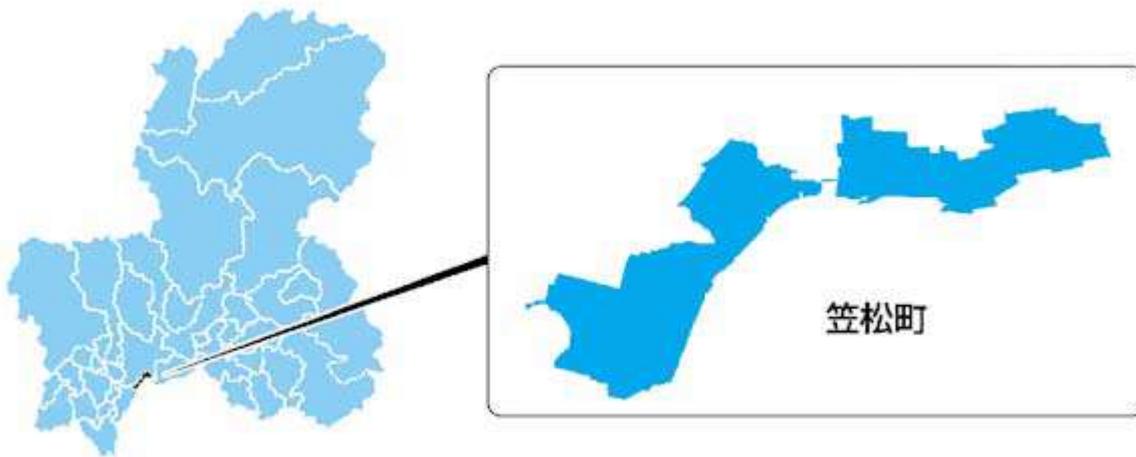
今後、人口減少、少子高齢化による社会保障費の増大、税収の減少のほか、老朽化した公共施設の更新など、財政状況の悪化が懸念されるなか、きめ細かな行政サービスを持続的に提供していくため、市町村間の連携や効率的な組織体制の整備、事務事業の見直しを進め、財政基盤の強化と社会環境の変革に対応した適切な行政運営が求められています。

4 当町の状況

(1) 地勢

当町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、愛知県一宮市に隣接しています。木曽川右岸に沿って帯状に広がる低湿地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に回って金華山、さらに御嶽山などが眺望できます。北部の境川、南部の木曽川にはさまれた旧輪中地帯の一部でもあり、これを地理上からみると、東経 136 度 45 分 48 秒、北緯 35 度 22 分 02 秒、海拔 10.81 メートルであり、当町の面積は 10.30 平方キロメートルで、その面積のおおよそ 3 分の 1 は木曽川が占める、岐阜県下で 3 番目に小さな面積の自治体となっています。

また、木曽川に架かる国道・主要道路、J R（東海旅客鉄道株式会社）・名鉄（名古屋鉄道株式会社）の橋があり、岐阜市と名古屋市を結ぶ最短ルートです。



(2) 歴史・沿革

当町は、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曽川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地でした。

江戸時代には幕府直轄地として笠松陣屋、明治維新後は笠松県が置かれ、明治 6 年 3 月に岐阜へ移行するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。

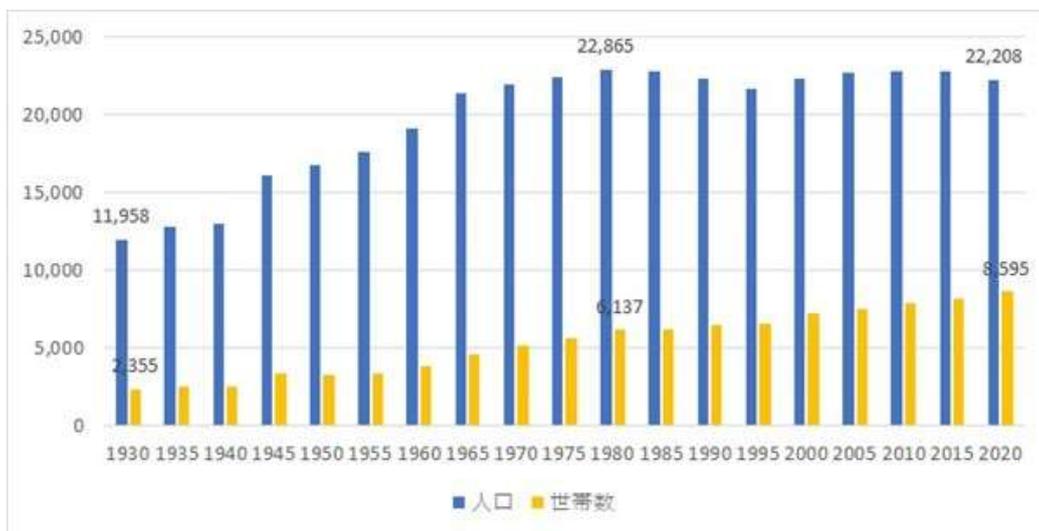
明治 22 年 7 月の町制施行により笠松町となり、昭和 25 年に松枝村、同 30 年に下羽栗村と合併し、平成 30 年の町制施行 130 年を経て今日に至っています。



5 人口ビジョン

(1) 人口・世帯数の推移

笠松町の総人口は、1980年（昭和55年）の国勢調査時（22,865人）まで一貫して増加を続け、ピーク時の総人口は1920年（大正9年）の2倍以上となっています。1980年（昭和55年）以降は、微増減を経て現在に至っており、ピーク時から直近の**2022年（令和2年）**までの総人口は約**40**年間で**657**人減と、他市町村に比べて減少傾向は比較的小さいと言えます。また、世帯数に着目すると、増加を続けており、これは少人数での転入や世帯構成の変更などが背景にあると考察できます。



【出典：(1920～2015)総務省統計局「国勢調査」】

(2) 人口動態

① 自然動態

■出生数、死亡数及び自然増減（出生数－死亡数）の推移

2011年（平成23年）までは出生数が死亡数を上回り、自然増となりましたが、2012年（平成24年）に死亡数が出生数に並んだのを境に死亡数が出生数を上回る、自然減となりました。

以後、グラフのとおり、出生数は緩やかな減少傾向に、反対に死亡数は全体を通して増加傾向にあるため、このまま推移しますと、自然動態はマイナス傾向が継続することが予想されます。

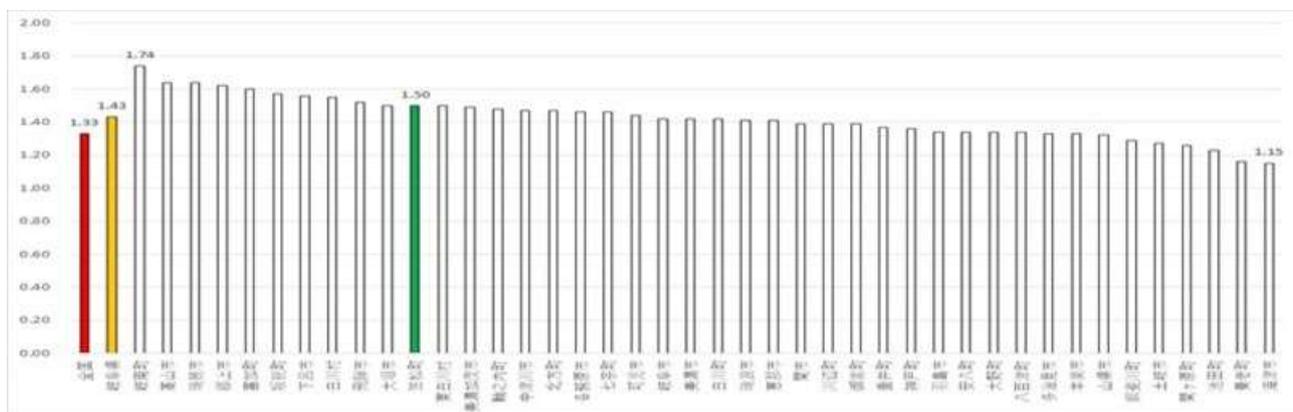
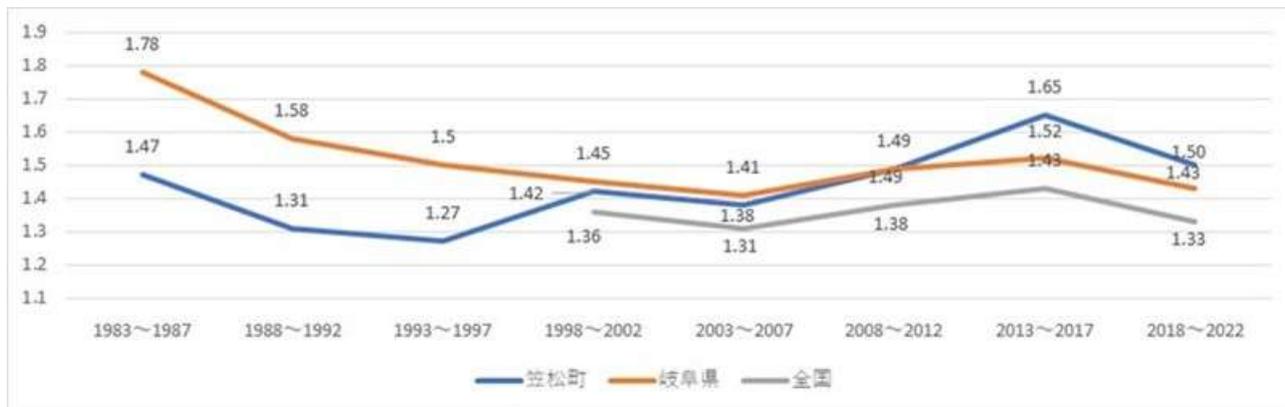


【出典：笠松町資料】

■合計特殊出生率の推移と比較

笠松町の合計特殊出生率は、1993～1997年（平成5～9年）を底に回復基調にあり、直近**2018～2022年（平成30～令和4年）**では**1.50**と、前期比**0.15減少**しました。この値は、全国・県それぞれの平均を上回るものとなっています。

なお、直近の合計特殊出生率を県内他市町村と比較すると、42市町村の中で**11番目**に高いことがわかります。



【出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」】

■若年女性人口（15～49歳）と出生数の推移

笠松町の若年女性人口は減少傾向にあり、1995～2020年（平成7～令和2年）にかけての**25年間で947人減少（17.1%減）**しました。一方で、出生数をみると、減少傾向の若年女性人口に対して横ばい傾向で**ありましたが、直近の出生数は52人減少しております。**

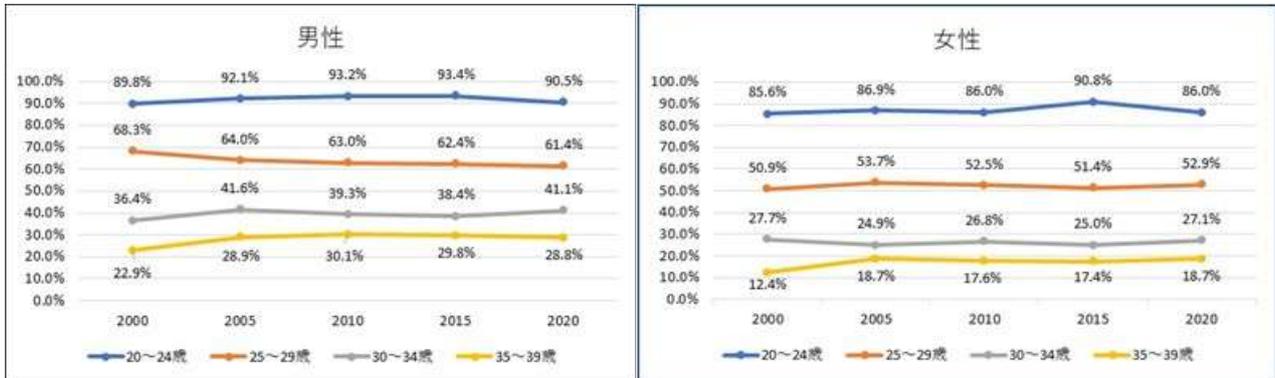


【出典：（若年女性人口）総務省統計局「国勢調査」、（出生数）笠松町資料】

■未婚率の推移及び単独世帯数の推移

笠松町の性別の未婚率をみると、**2020年(令和2年)**においては30代後半の男性の約30%、女性の18%が未婚の状況です。中でも**30代前半**の未婚率は男女ともに増加傾向にあり、晩婚社会の進行がこのグラフからも読み取ることができます。また、笠松町の単独世帯数を世帯主の年齢別でみると、65歳以上の高齢者単独世帯数が年々大幅に増加しており、**2020年(令和2年)**は、20年前の1995年(平成7年)と比較すると、65歳以上の世帯が約**3.6**倍に、85歳以上の世帯にだけ着目すると約**12.1**倍となります。未婚率の増加及び単独世帯数の増加は人口減少を招く要因のひとつと考えられますので、抑制する施策が必要です。

●未婚率の推移



【出典：総務省統計局「国勢調査」 ※配偶者関係不詳を除いて算出しています】

●単独世帯数の推移



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

② 社会動態

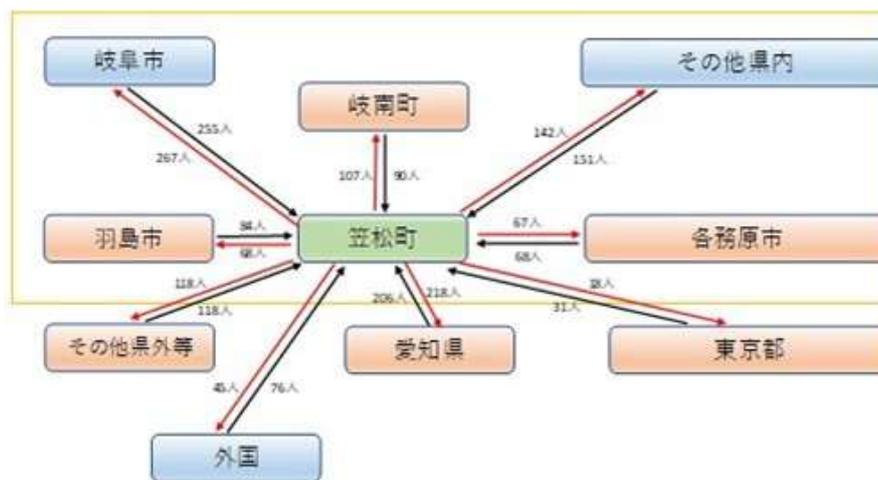
転入者数と転出者数はそれぞれ増減を繰り返し、直近の**2020年(令和2年)**においては**46人**の**転出超過**となっています。これらの値には一定の傾向が見られず、年度により状況が異なっています。



【出典：笠松町資料】

■市町村別転入転出差の推移

	2016 (平成28年)			2017 (平成29年)			2018 (平成30年)			2019 (令和元年)			2020 (令和2年)			5年平均		
	転入	転出	差	転入	転出	差	転入	転出	差	転入	転出	差	転入	転出	差	転入	転出	差
統計	1108	1090	18	1115	1186	-71	1081	1115	-34	1193	1221	-28	1056	1136	-80	1111	1150	-18
県内合計	689	604	85	674	681	-7	645	626	19	637	701	-64	600	640	-40	649	650	25
岐阜市	288	248	40	253	296	-43	252	247	5	218	300	-82	263	242	21	255	267	-20
岐阜南町	79	99	-20	89	95	-6	99	137	-38	89	108	-19	95	95	0	90	107	-15
羽島市	91	67	24	101	79	22	71	66	5	97	49	48	61	77	-16	84	68	31
各務原市	57	80	-23	72	58	14	63	54	9	76	71	5	74	74	0	68	67	-2
その他県内	174	110	64	159	153	6	160	122	38	157	173	-16	107	152	-45	151	142	31
県外等合計	419	486	-67	441	505	-64	436	489	-53	556	520	36	456	496	-40	462	499	-43
愛知県	176	204	-28	219	221	-2	219	197	22	230	229	1	187	240	-53	206	218	1
東京都	14	31	-17	7	36	-29	12	34	-22	30	24	6	25	29	-4	18	31	-18
三重県	17	11	6	20	14	6	13	12	1	29	14	15	36	19	17	23	14	9
大阪府	14	12	2	6	8	-2	12	20	-8	33	16	17	8	25	-17	15	16	2
その他都道府県	122	120	2	116	118	-2	113	133	-20	118	116	2	119	104	15	118	118	-10
外国	72	39	33	67	41	26	64	50	14	112	57	55	64	37	27	76	45	33
不詳	4	69	-65	6	67	-61	3	43	-40	4	64	-60	17	42	-25	7	57	-58

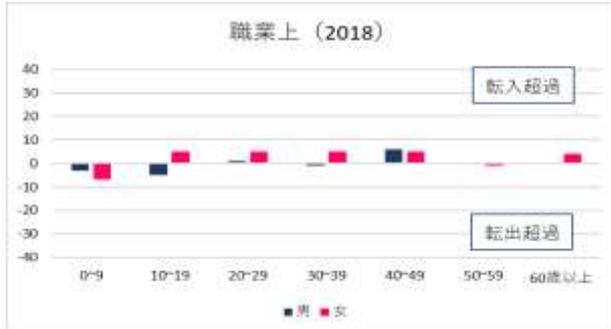


【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」※平均は、四捨五入のため「転入数－転出数」と「差」が一致しません】

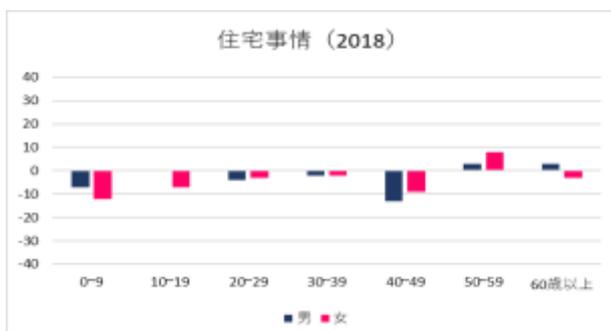
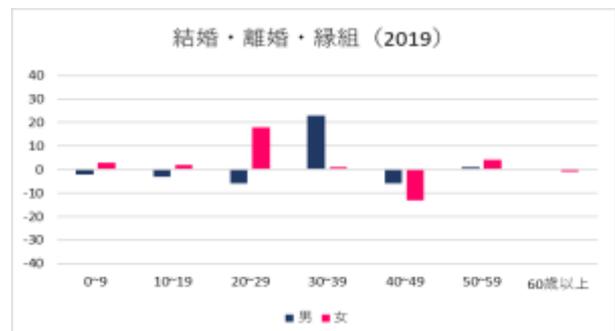
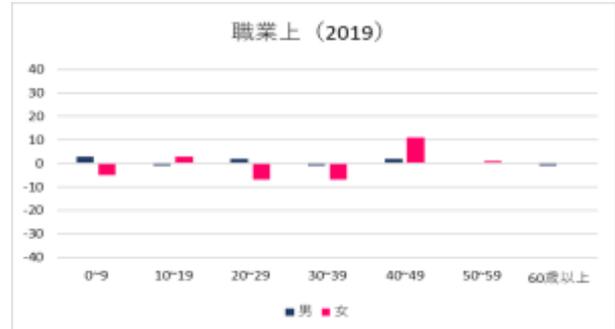
■主な移動理由でみた世代別の社会動態

これら社会動態を理由別・年齢別の内訳に着目してみると、「住宅事情」における転出超過が各年齢層において目立っていると云えます。そのほか、「結婚・離婚・縁組」においては20～30代の転入超過に顕著な数字が表れています。これは婚姻により笠松町へ転入されたことが主な要因と考えられることから、子育て環境の充実や経済的支援など、これらの層に働きかける施策や魅力的な制度に取り組むことが、今後の出生数の増加に直結し、人口減少に歯止めをかける重要なポイントとなります。

◎ 2018年



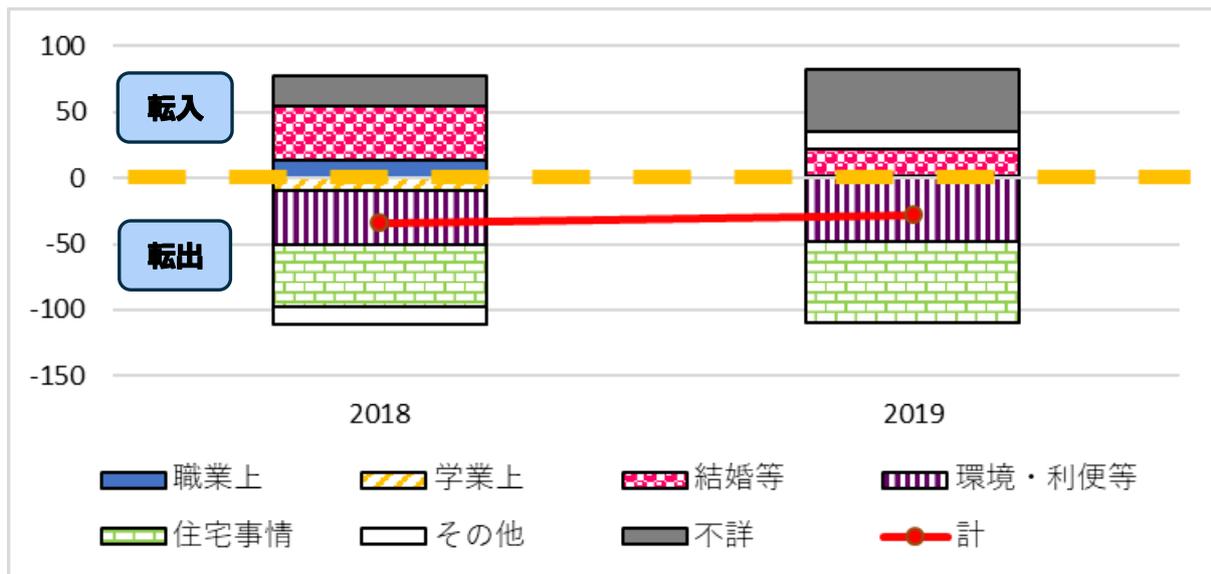
◎ 2019年



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

■ 移動理由別転入転出差の推移

笠松町の移動理由別転入転出差をみると、転出超過部分においては「環境・利便」「住宅事情」が大きな割合を占めていることや、「結婚等」の転入転出差が少なくなっていることがわかります。



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

■ 年齢階級別の純移動数（転入数－転出数）

2015年（平成27年）と2020年（令和2年）の国勢調査をもとに、性別・年齢階級別の純移動数を計算したところ、笠松町は男女ともに20代後半から30代後半にかけて転出超過の大きさが顕著に表れています。また、男性が全年代を通して大半が転出超過であることにに対し、女性は20代前半に大きな転入超過があり、40代以降も低い水準ではありますが、転入超過がみられます。



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

■ 県内・県外等別転入転出差の推移

笠松町の県内・県外等別転入転出差は、2012年（平成24年）から2016年（平成28年）まで転入超過傾向でしたが、2017年（平成29年）には大きく転出超過となりました。以降、転入転出差は少なくなる傾向にあります。依然として転出超過となっています。



【出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」】

■ 性別・通勤地域別 15歳以上の就業者数（2022年（令和2年））

笠松町に常住する就業者のうち、町内へ通勤している人は、**2,034人（21.8%）**であり、男女別では男性より女性の割合が高い状況です。

県内市町村へ通勤している人は、全体の5割近い**5,080人**であり、そのうち約半数が岐阜市への通勤となっています。また、県内の隣接市町である岐阜市・岐南町・各務原市・羽島市へ通勤している人の合計は**4,394人**と、全体の約**5割**を占めています。なお、県外の通勤地域は愛知県がほとんどです。

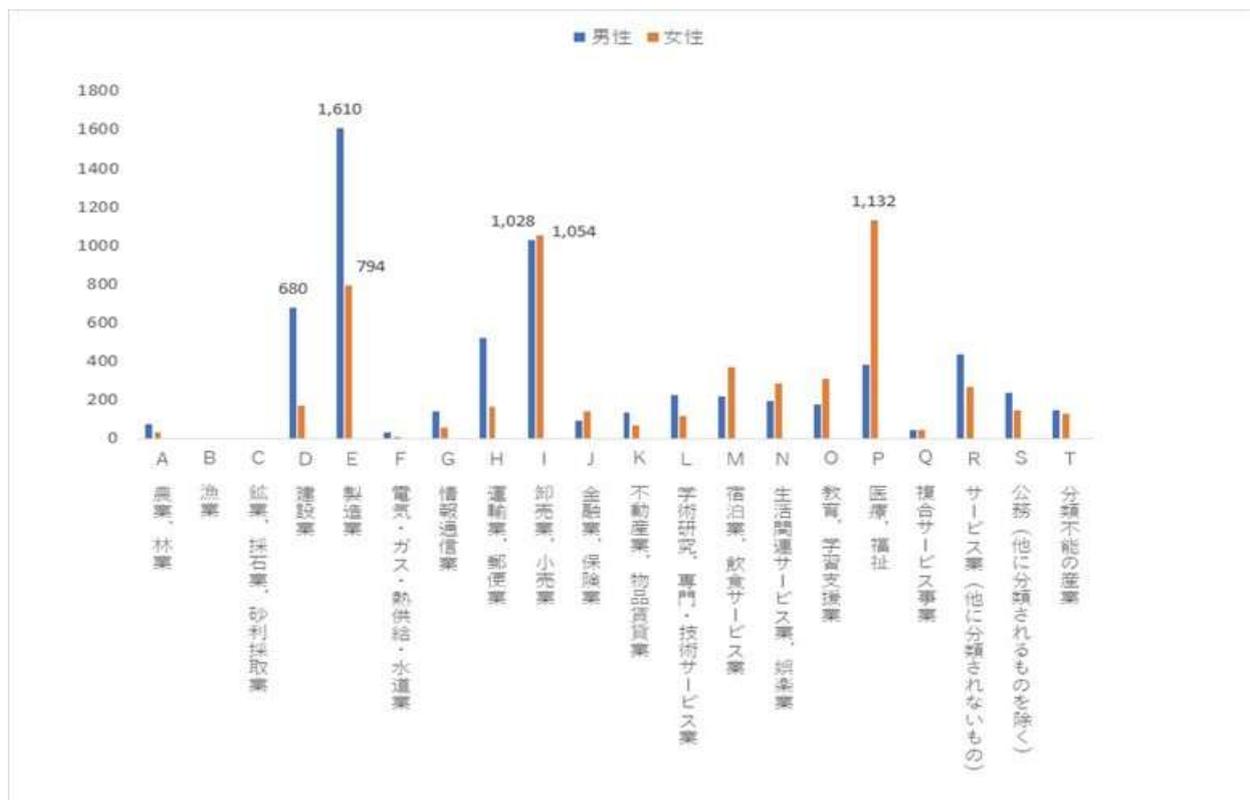
この結果から、笠松町が県都岐阜市や中部経済の中心地である名古屋市への交通アクセスがよく、ベッドタウンとしての機能を担っている一方で、特に女性は笠松町を中心に隣接市町で働いていることがわかります。

	総数		男性		女性	
笠松町に常住する就業者	9,336	(100.0)	5,051	(100.0)	4,285	(100.0)
町内	2,034	(21.8)	904	(17.9)	1,130	(26.4)
県内他市町村	5,080	(54.4)	2,700	(53.5)	2,380	(55.5)
岐阜市	2,500	(26.8)	1,157	(22.9)	1,343	(31.3)
岐南町	682	(7.3)	307	(6.1)	375	(8.8)
各務原市	660	(7.1)	439	(8.7)	221	(5.2)
羽島市	552	(5.9)	265	(5.2)	287	(6.7)
その他県内	686	(7.3)	532	(10.5)	154	(3.6)
県外	2,102	(22.5)	1,395	(27.6)	707	(16.5)
愛知県	2,011	(21.5)	1,339	(26.5)	672	(15.7)
名古屋市	777	(8.3)	518	(10.3)	259	(6.0)
一宮市	578	(6.2)	295	(5.8)	283	(6.6)
その他愛知県	656	(7.0)	526	(10.4)	130	(3.0)
その他県外	91	(1.0)	56	(1.1)	35	(0.8)
不詳	120	(1.3)	52	(1.0)	68	(1.6)

【出典：総務省統計局「国勢調査」】

■性別・産業別 15 歳以上の就業者数（2020 年（令和 2 年））

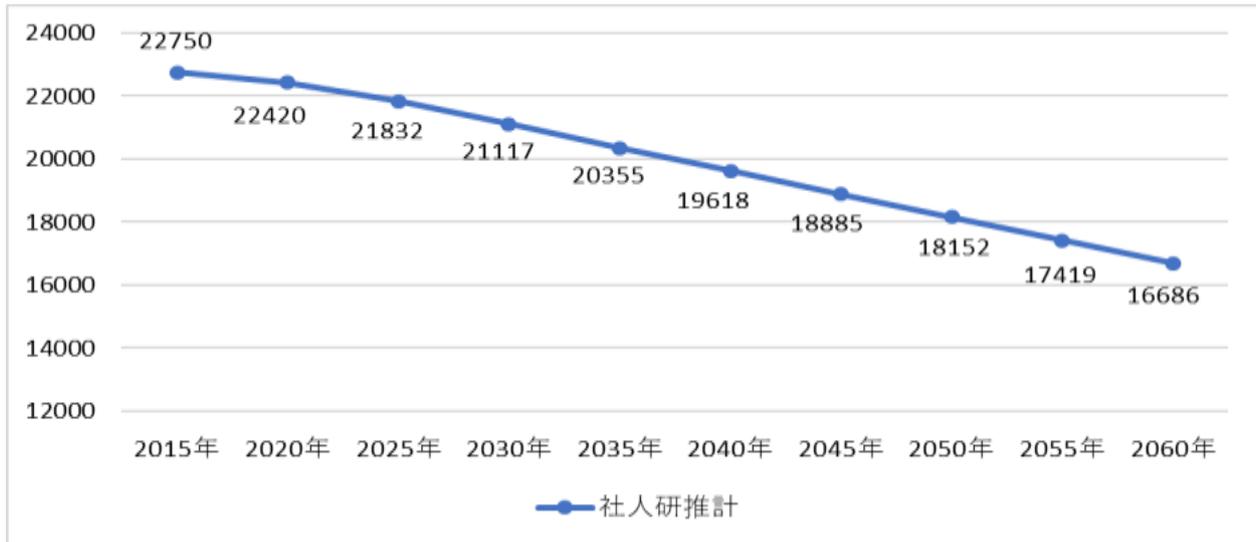
笠松町に常住する男性就業者の上位 3 産業は「製造業（1,610 人）」、「卸売業、小売業（1,028 人）」、「建設業（680 人）」です。一方、女性は「医療、福祉（1,132 人）」、「卸売業、小売業（1,054 人）」、「製造業（794 人）」です。笠松町は他市町村に比べて「医療、福祉」における就業者数が多いのが特徴であると言えます。



【出典：総務省統計局「国勢調査」】

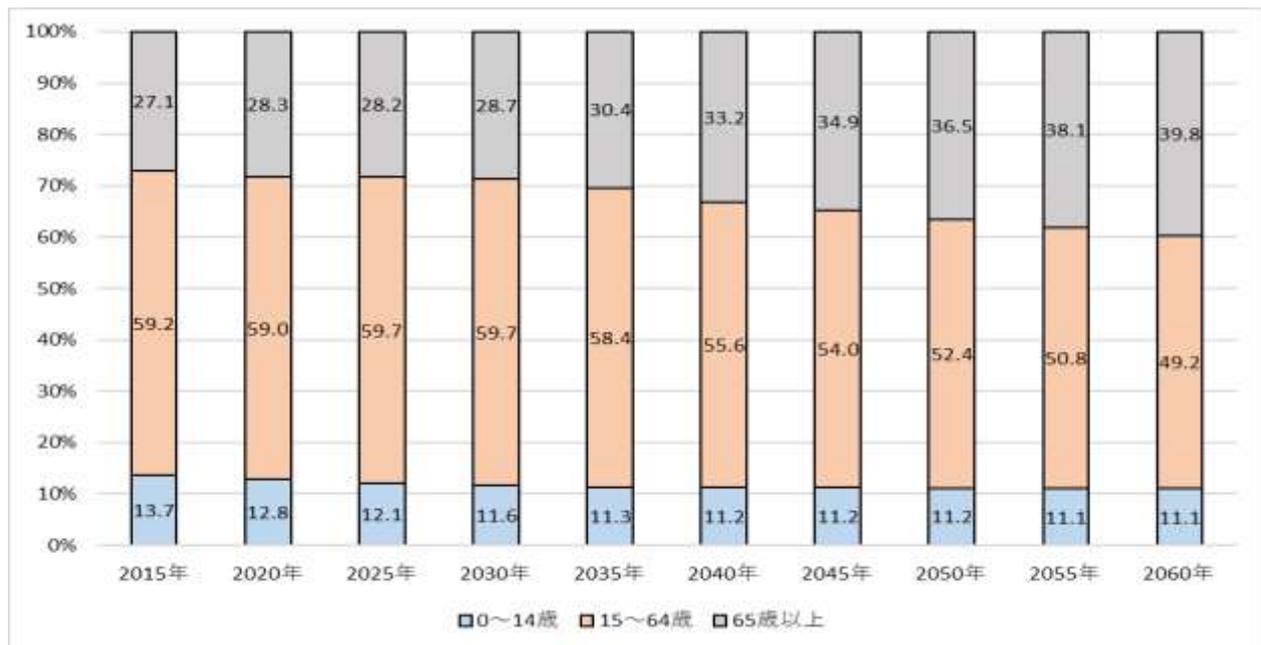
(3) 将来人口の推計

慢性化しつつある全国的な少子高齢化、人口減少社会においても、近年の当町は人口を微減にとどめています。しかしながら、本格的な人口減少社会の進行により、将来的に高齢化や人口の減少が予想されています。



【出典：国立社会保障・人口問題研究所】

■年齢3区分別人口比率の推移

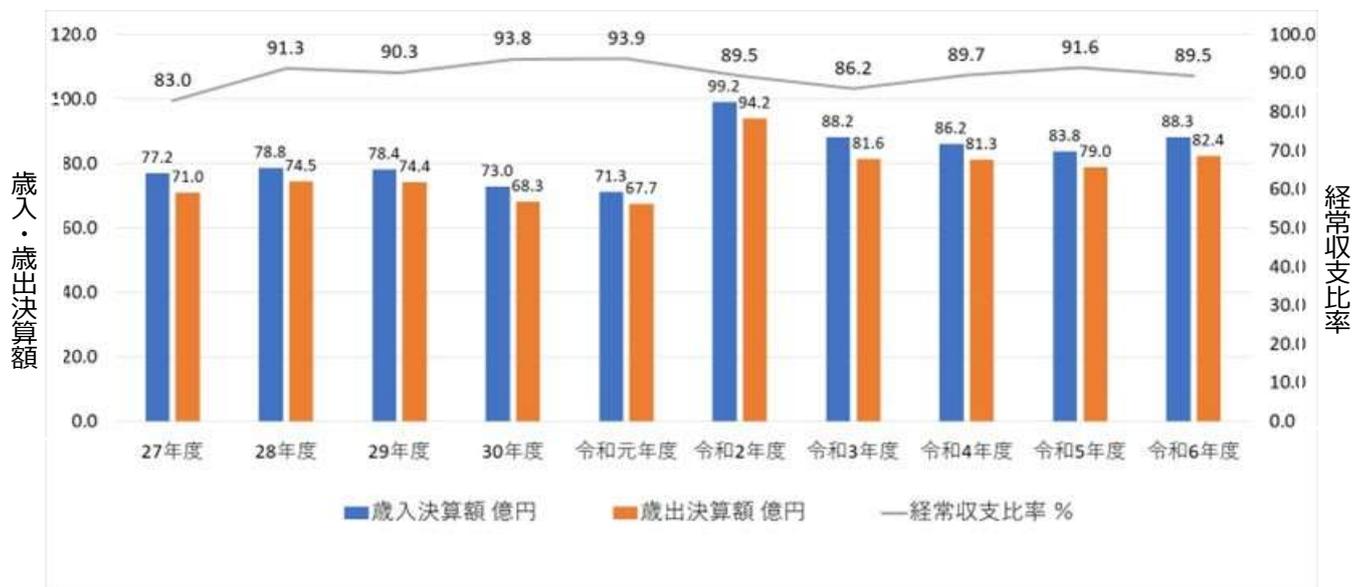


【出典：国立社会保障・人口問題研究所】

6 財政の状況

■歳入決算額および歳出決算額と経常収支比率の推移（一般会計）

2015年度（平成27年度）から2024年度（令和6年度）における決算状況は、令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染症を契機に、感染症対策等に係る経費増加などにより、80億円台にかけて推移しています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90%前後であり、今後も人件費、扶助費、公債費などの義務的経費の抑制を図る必要があります。



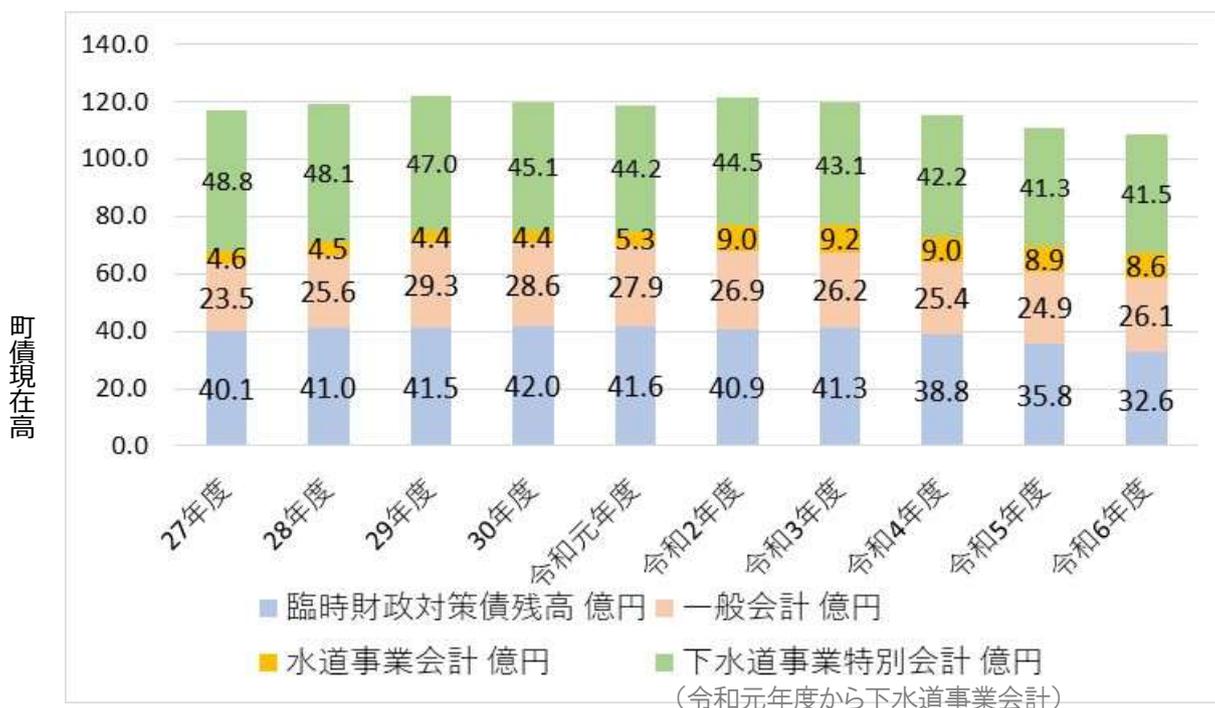
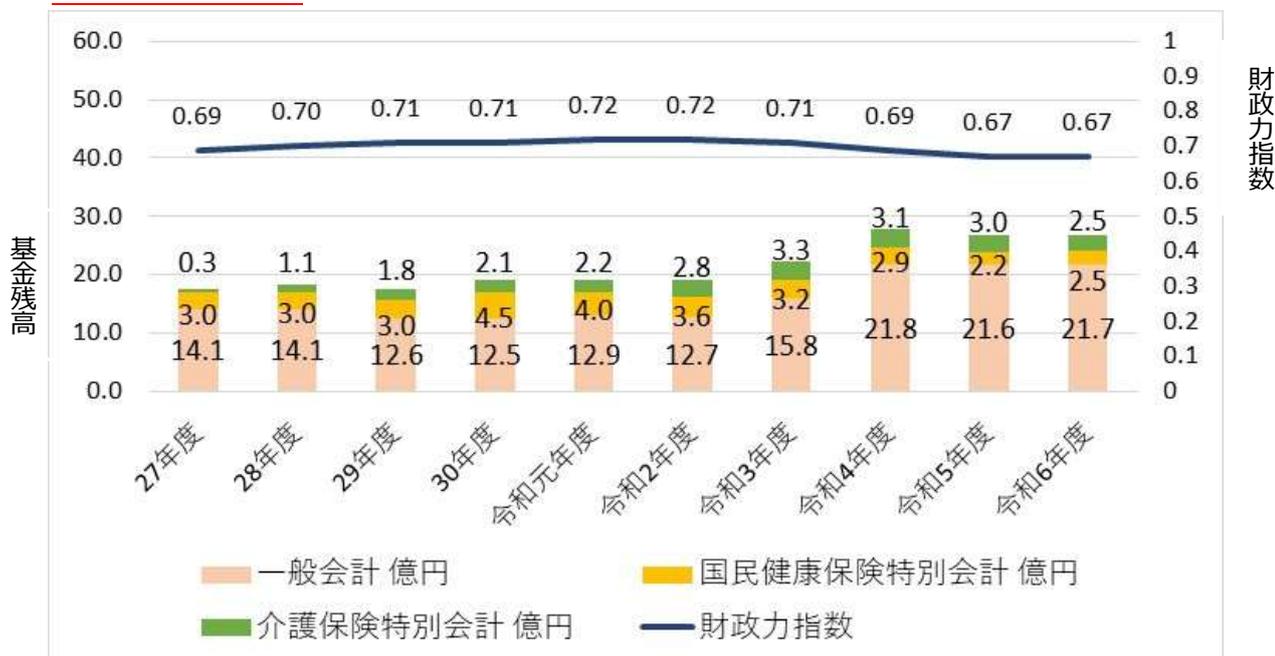
歳入決算額：町税や地方消費税、地方交付税交付金、町債などをすべて加えた歳入の総合計

歳出決算額：義務的経費や投資的経費にその他の経費をすべて加えた歳出の総合計

経常収支比率：財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、減税補てん債および臨時財政対策債の合計額に占める、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費の割合。この数値が高いほど財政構造の弾力性が低く、おおむね70%から80%の間であることが理想とされています。

■基金残高および町債現在高と財政力指数の推移

基金残高は、一般会計において、近年続いた基盤整備事業の財源に充てるなど減少傾向にありましたが、近年財政調整基金の積み増しやふるさと納税の増加などにより基金残高は増加傾向に転じました。そして、安定的な財政運営をするためには更なる増額を目指す必要があります。財政力指数は、0.7前後で推移していますが、税収の確保や、経常経費の抑制など、さらなる財政基盤の向上を図る必要があります。町債現在高は、近年減少傾向にありますが、今後老朽化した公共施設対策など多額の費用を要する事業が見込まれるため、公債の新規発行と返済のバランスを考慮した財政運営に努める必要があります。



基金残高 : 将来的な歳出に備えた基金で、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせた総合計

町債現在高 : 資金調達のために町が発行する公債の残高

財政力指数 : 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財産収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値を用います。この数値が高いほど財源に余裕があるとされています。

臨時財政対策債 : 国から地方自治体に交付される地方交付税の一部を地方自治体が借り入れする地方債のことで、その元利償還金相当額は、その全額が後年度に普通交付税措置されます。

7 住民意識調査からみる当町

本計画を策定するにあたり、町が進むべき方向性について住民のニーズを把握し、今後のまちづくりに活かすため、「住民意識調査」及び「中学生意識調査」を実施しました。

■調査概要

●住民意識調査

調査方法：

- ・Web アンケート（笠松町公式 LINE 登録者及び笠松町公式ホームページにて周知）
- ・笠松町商工会、農業委員会、いきいきクラブ連合会へ回答を依頼

調査期間： 令和2年7月15日（水）～8月9日（日）

回答者数： 402 件

●中学生意識調査

調査対象者： 笠松中学校3年生生徒（全員）

調査方法： 直接配布、ボックス回収

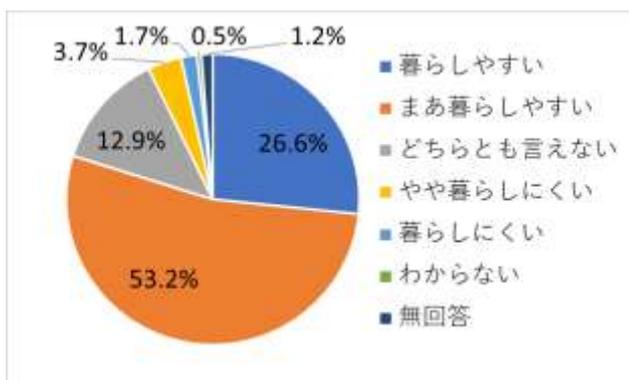
調査期間： 令和2年7月15日（水）～7月29日（水）

回答者数： 68 件

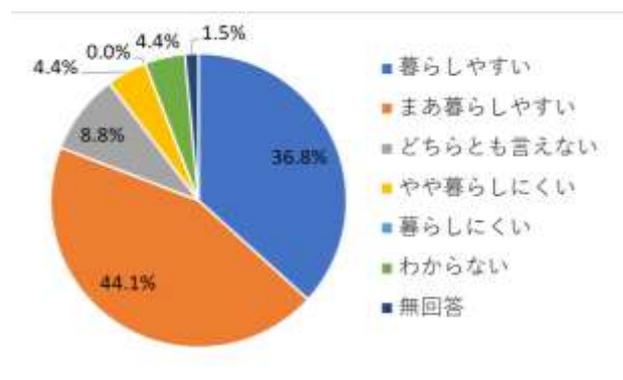
（1）今後の定住意向について

■笠松町を暮らしやすいまちだと思うか、今後、住みたいと思うか、についてお聞きしました。

●住民意識調査

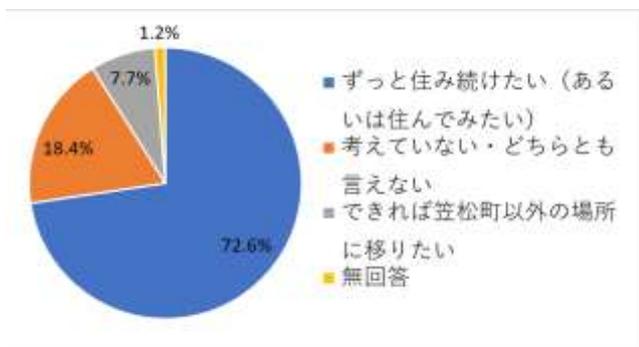


●中学生意識調査

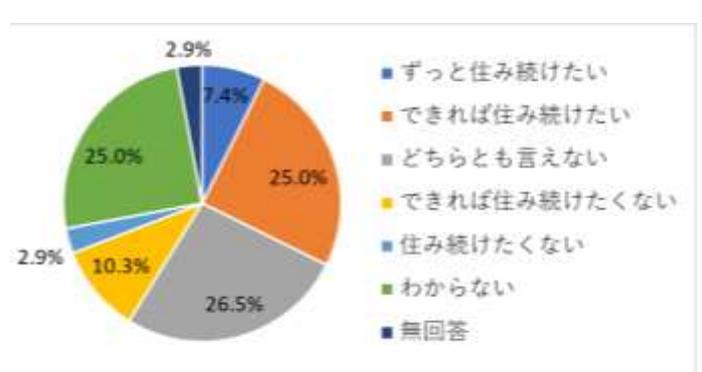


■あなたは今後も笠松町に住みたいと思いますか、についてお聞きしました。

●住民意識調査



●中学生意識調査



それぞれの理由上位5件は以下のとおりです。（複数回答あり）

◎ずっと住み続けたい（あるいは住んでみたい）
 回答数 740件 ※複数回答あり

- ①生活環境が良いため（騒音などが無い） 13.2%
- ②通勤に便利のため 12.7%
- ③日常の買い物に便利のため 11.2%
- ④親・親戚・知人関係のため 10.3%
- ⑤治安が良いため 10.1%

◎できれば笠松町以外の場所に移りたい
 回答数 96件

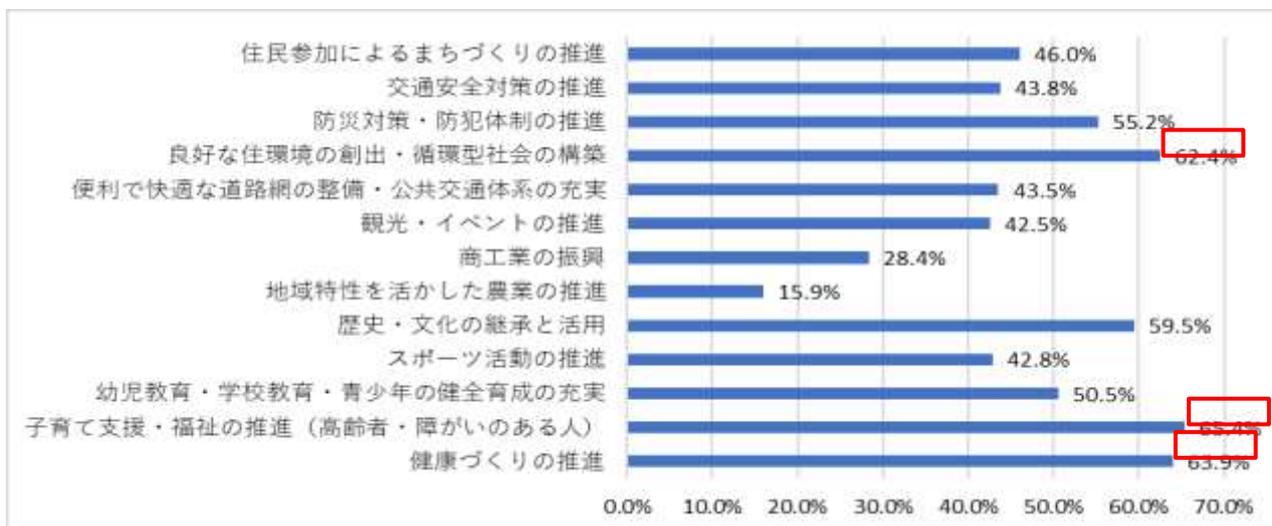
- ①日常の買い物に不便なため 10.4%
- ②子育ての公的な支援制度が充実していないため 9.4%
- ②レジャー・娯楽施設などの楽しむ場所が充実していないため 9.4%
- ④老後の医療・福祉などの費用負担が多いため
- ④生活環境が良くないため（騒音など） 7.3%

（2）施策の現況と重要度について

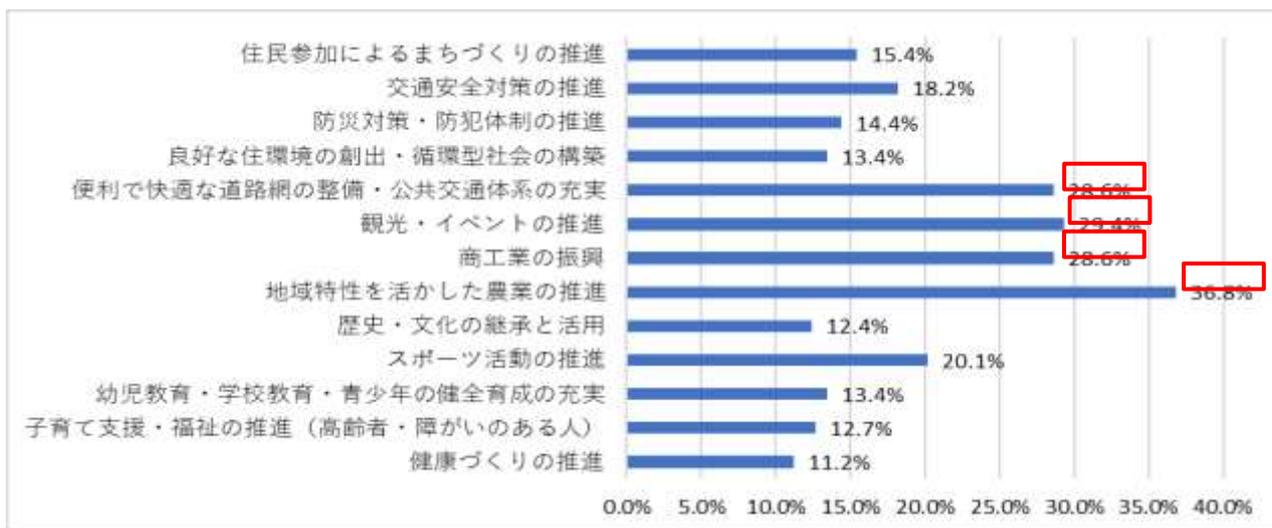
町の行政施策を13に分け、それぞれの取り組みにかかる「現況」と「今後の重要度」についてお聞きしました。

■現況

●取り組んでいると思う・やや思う

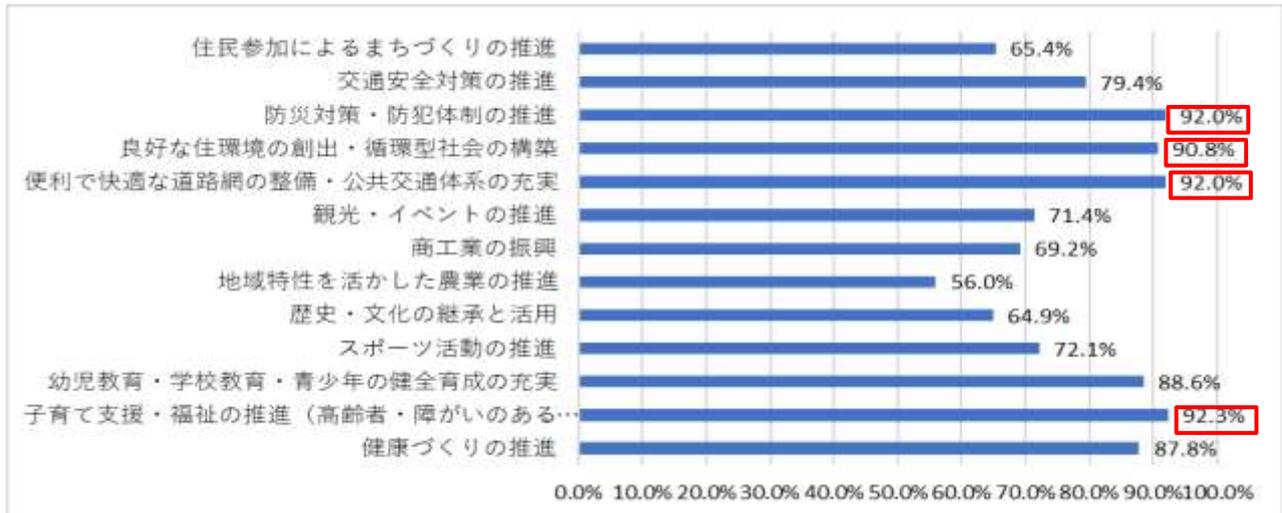


●あまり思わない・思わない

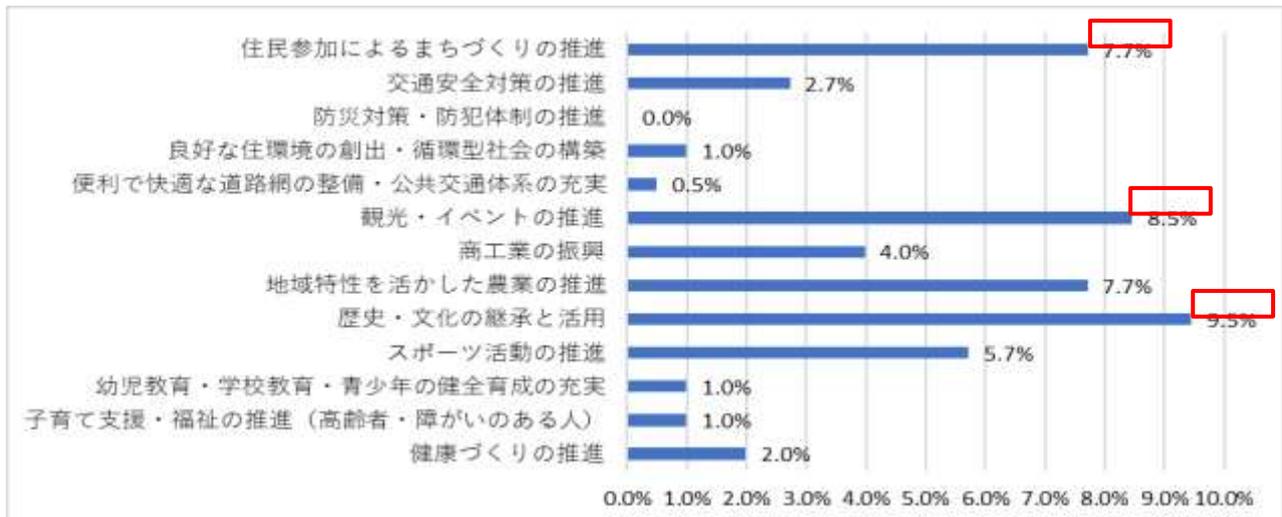


■今後の重要性

●重要である・やや重要である



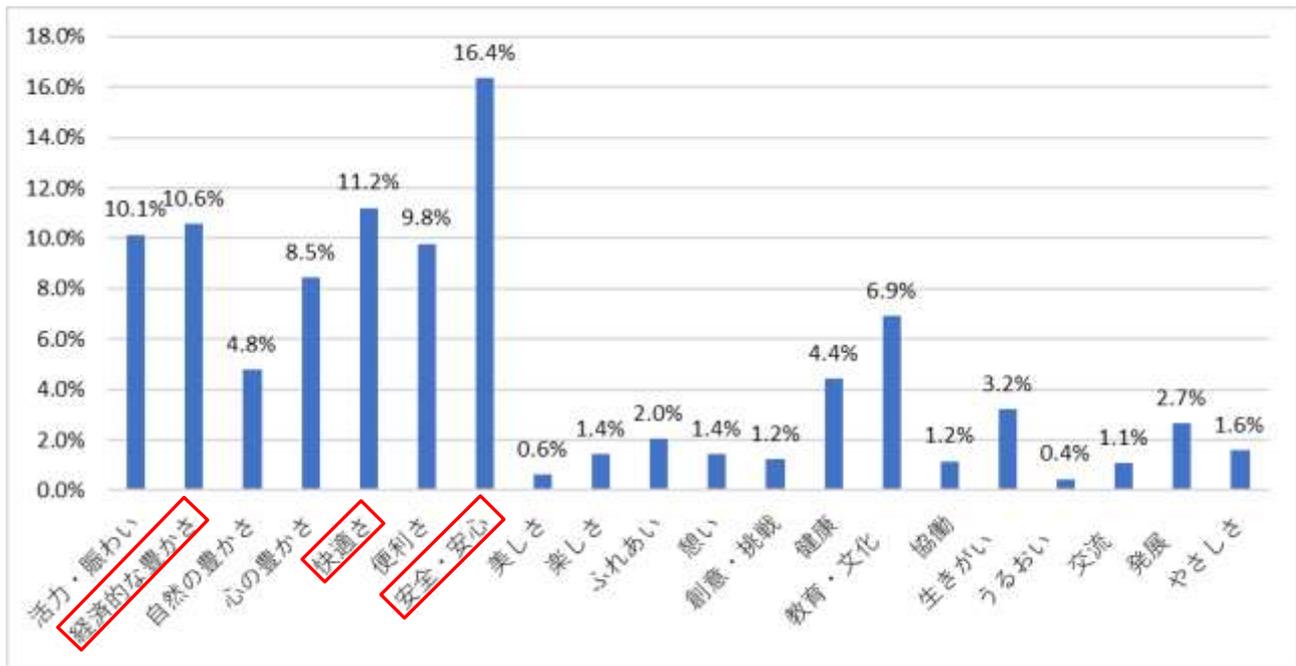
●あまり重要ではない・重要ではない



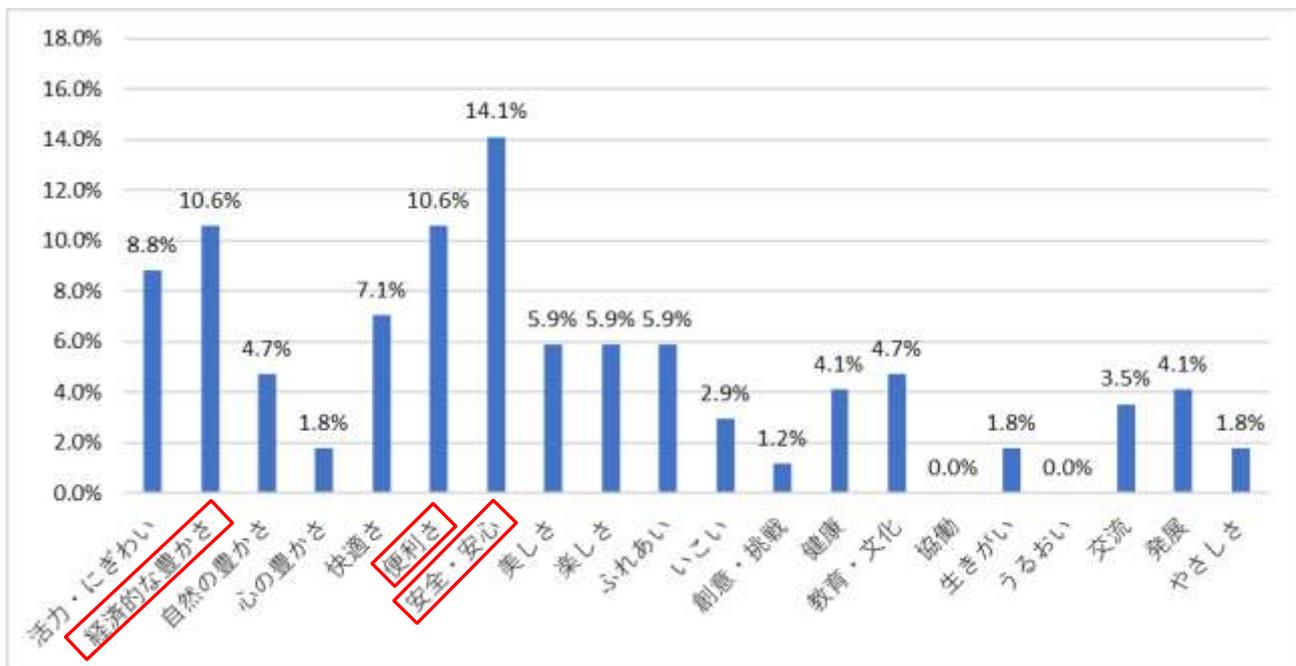
(3) 将来像のキーワードについて

今後、笠松町が目指していきべき将来像を表すキーワードについてお聞きしました。

●住民意識調査



●中学生意識調査



8 当町のまちづくりの課題

(1) 医療・福祉・子育て分野

・当町の医療体制は、民間総合病院をはじめ身近な場所で質の高い医療を受けられる環境にあります。当町においても高齢化の進行は避けられず、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するためには、医療・介護・福祉が一体的に提供できる体制の充実や、要介護状態となることを未然に防ぐ介護予防事業の強化など、健康寿命の延伸の取り組みが求められています。

・核家族化の進展や共働き世帯の増加にともない保育ニーズが高まり、低年齢児の保育の受け皿の確保や、病児・病後児保育の充実、地域子育て支援拠点の充実が求められています。子育て世代のニーズを捉えながら施策を展開し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制の拡充を推進する必要があります。

(2) 教育・文化・スポーツ分野

・住民意識調査においても教育への関心度は高く、一人ひとりの個性を大切にした教育の取り組みや、学校と家庭、地域の連携を強化した学校教育の充実が求められています。また、支援を必要とする子どもの教育支援など、すべての子どもが質の高い教育を受けられる環境づくりが必要です。

・住民同士の交流が図られ、豊かな暮らしを送るためには、生涯学習やスポーツ振興、文化芸術活動の活性化が重要です。多くの人々が興味・関心をもち、日常的に生涯学習やスポーツ振興、文化芸術活動に触れられるまちづくりが求められます。

(3) 農業・商工業・イベント・まちづくり分野

・少子高齢化の進行により、当町においても農業の担い手不足が課題となっています。また、若者の就職の際には、雇用の場を求めて町外へ流出していくことが多く、若者が地域で活躍できる商工業の活性化が必要です。

・町内会などの住民組織の担い手が不足し、地域の祭り・イベントなどの伝統行事の継続が困難な状況になるおそれがあります。新たなイベントの創出や当町の魅力を積極的に発信することで、町のブランド化を図り、多くの誘客につなげていくとともに、地域コミュニティ活動の活性化を推進していく必要があります。

(4) 都市基盤・循環型社会・環境分野

・暮らしに必要な上下水道や道路、交通網などのインフラ整備については、安全・安心な暮らしができるよう整備を進めてきましたが、インフラの老朽化対策やさらなる利便性の向上を望む声が多く、さらには、近年の大規模災害を踏まえた災害に強いインフラ整備が求められています。

・身近な自然環境の保全や地球温暖化など地球規模の様々な環境問題を解決するため、環境と共生した循環型社会の形成をはじめ、環境負荷の少ない低炭素社会に転換していく取り組みが求められています。

・核家族化、高齢化社会の進展により、空き家、空き地は増加傾向にあり、特に所有者が不明となった家屋、草木などの管理が行き届かない空き家、空き地の増加が懸念され、快適な住環境の維持が脅かされるおそれがあります。空き家・空き地の適正な維持管理を促進するとともに、その利活用策など総合的な取り組みが求められています。

(5) 住民生活分野

・全国的に頻発する大規模災害により、住民の防災意識が高まり、身近な地域での消防団活動や自主防災組織と連携した取り組みの重要性が高まっています。また、当町の犯罪件数や交通事故件数はほぼ横ばい

で推移しており、地域の安全、安心の確保のため、子どもの登下校時の見守り活動などの地域の防犯活動の広がりが求められています。しかし、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の影響により、地域コミュニティ機能が低下し、共助による防災・防犯力が低下するおそれがあり、防災・防犯意識の啓発による「自助」の強化や、自主防災組織や地域防犯活動団体の支援充実による「共助」の強化に努め、「自助」「共助」「公助」のバランスのとれた地域防災・防犯力の拡充に取り組む必要があります。

・当町は、近年、県の「高齢者交通事故防止対策重点地域」に指定されるなど、高齢者が交通事故の被害者だけでなく加害者になるケースが増えています。高齢者の交通事故防止策に行政と住民が一体となって取り組む必要があります。

（6）町政運営分野

・町政運営にあたっては、その透明性の向上に努め、適正な人員配置、施設運営によって健全化を図っています。当町の予算総額に占める経常経費の割合は依然として高く、今後も厳しい状況が続くことが予想され、新たな財源確保や税収などの自主財源を効率的に活用した町政運営が必要となります。

・公共施設については、適切な維持管理に努め、計画的な改修、修繕を進めてきましたが、施設の老朽化による建て替えや、人口減少を見据えた施設の統廃合の検討が必要となっています。最小の経費で最大の行政効果を導き出す財政運営が求められます。

・情報通信技術の急速な進歩により、スマートフォン、タブレットなどの情報端末を活用した高度情報ネットワークが進展し、国において、あらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく Society5.0 の実現に向けた取り組みが進められています。住民の利便性向上や持続可能な住民サービスを提供するため、人工知能など先端技術を駆使して事務の自動化を進めるスマート自治体への転換など、新たな行政運営の取り組みが求められています。

